

マル経融資ご利用のみなさまへ！



マル経融資利子補給のご案内

水戸市では、市内の小規模事業者支援の充実を図るため、日本政策金融公庫のマル経融資（小規模事業者経営改善資金を受けた方に対し、利子補給を行います。

□ 補給率

1 % 分

□ 補給期間

融資を実行した日から 3 年間

■ 対象者・・・マル経融資（小規模事業者経営改善資金）利用者で以下の要件を満たす方

- (1) 市内に事務所もしくは事業所を有する法人、または、市内に住所を有する個人事業者であること
- (2) 市税の滞納がないこと

■ 補給金交付の対象となる融資の限度額・・・1,000万円

■ 実施期間・・・平成29年4月1日～令和5年3月31日

※上記期間内に融資実行されたものについて、3年間補給いたします。



マル経融資を実行したら

- ① マル経融資利子補給 事前確認書
- ② 借用証書の写し
- ③ お支払額明細書の写し

※上記の3点を水戸市商工課へ提出してください。

※①の様式は市HPのマル経融資利子補給のページからダウンロードできます。(<https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p018545.html>)

☎ お問合わせ先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市 産業経済部 商工課 商工労政係
Tel : 029-232-9185 Fax : 029-232-9232
E-mail : commerce@city.mito.lg.jp



補給金交付申請の流れ

